

意見書

平成24年2月15日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

<NGNの在り方について>

NGNは、競争事業者との接続を前提とせずに、ボトルネック設備であるNTT東・西の光アクセス回線と一体として構築されており、他の事業者が新たに接続を行うにあたっては、NGNイーサネット接続機能に見られるように、多額の網改造費等の事業者個別負担を求められている状況にあり、公正競争上の問題が顕在化しています。

公正競争を担保する観点から、NTT東・西は、網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すとともに、適切なコスト且つ必要なタイミングで競争事業者が必要な機能を利用できるようにすべきです。また、NGNは一種指定電気通信設備であり、NGN上で提供される、IP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。

<NGNイーサネット接続料について>

NGNイーサネット接続機能については、他の事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額の網改造費等の負担を求められている状況にあります。

NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。

以上